

秋田県企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員安全衛生管理規程（昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、職員（企業職員で常時勤務を要するもののうち、非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）以外の職員をいう。以下同じ。）の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、職員（企業職員で常時勤務を要するもののうち、非常勤の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）以外の職員をいう。以下同じ。）の安全及び衛生の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附則

この規程は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。